

第4次大阪市エイズ対策基本指針の概略(案)

大 目 標	今後5年間でエイズ患者報告数を15%減少させる (令和2年:19人 → 令和8年目標値:16人以下)	副 次 目 標	○年間のHIV検査受検者数を今後5年間で12,000人以上にする (令和2年度 8,540人 → 令和8年度 12,000人以上) ○年間のMSMのHIV検査受検者数を今後5年間で50%増加させる (令和2年度:2,377人(推計値) → 令和8年度:3,566人) ○新規報告数(HIV感染者＋エイズ患者)に占めるエイズ患者の割合を毎年20%以下にする (平成29年～令和2年平均:21.6% → 毎年20%以下)
-------------	---	------------------	---

	事業目標	具体的な取り組み方針	評価指標
1 正しい知識の普及啓発	1. 市民に対し、正しい知識や検査・相談体制・医療体制等についての正確な情報を周知する。 2. HIV・エイズに対する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見をなくすとともに、個人の感染予防行動がとりやすくなるような地域・学校・職場等の環境を醸成する。	1. 広域的な普及啓発	大阪市ホームページ(HIV等検査のページ)の閲覧数を今後5年間で25%増加させる
		2. ターゲット層への普及啓発 (1) 個別施策層 ア MSM対象 イ SW対象 ウ 薬物乱用・依存者対象 (2) 青少年対象 (3) 外国人対象	MSMのコンドーム使用割合を今後5年間で5%増加させる MSM受検者のうち検査を過去1年以内に受けた者の割合を今後5年間で70%以上にする
			SW受検者のうち検査を過去1年以内に受けた者の割合を今後5年間で85%以上にする
			全市立中学校のうち、HIV研修を受講した教職員が在籍する学校の割合を毎年70%以上にする
			HIV研修受講後、受講内容を生徒の教育に活かすと答えた教職員の割合を毎年90%以上にする
2 HIV検査・相談体制の充実	1. 市民がHIV感染を早期に把握できるよう、利便性に配慮し安心して検査・相談が受けられるような検査・相談体制を構築する。 2. 市民や医療機関等に対し、検査・相談体制についての正確な情報提供を行う。	1. 常設検査・相談の体制整備 2. イベント検査・相談等の実施 3. 広報等	HIV検査受検者数(副次目標)
			MSMのHIV検査受検者数(副次目標)
3 療養支援のための保健・医療・福祉の連携強化	保健・医療・福祉の連携により、地域におけるHIV陽性者の支援体制を整え、HIV陽性者が安心して生活できる環境づくりを行う。	1. 連携体制の充実 2. 医療及び福祉関係者への意識啓発	研修を受けた福祉関係者数を毎年5%増加させる
			研修受講後、HIV陽性者を受け入れることができると答えた福祉関係者を毎年70%以上にする
4 施策の実施状況とその効果の分析評価	状況の変化への迅速な対応と効果的かつ効率的な実施のために的確な評価を行える体制を整え、HIV・エイズの発生動向や施策・事業の実施状況等を調査・分析するとともに、進捗管理と対策の見直し等の検討を行う。	1. エイズ対策評価委員会の開催 2. 関係団体、関係機関連携会議の開催 3. 感染症発生動向調査解析評価検討会の開催	指針の対象期間には、進捗状況等を評価し、その結果を施策にフィードバックしていくことが重要であるため、評価委員会等で評価する

第3 大目標・副次目標・基本施策および具体的な取り組み

1 大目標・副次目標

大目標

今後5年間でエイズ患者報告数を15%減少させる

令和2年：19人 → 令和8年目標値：16人以下（15%減少：16.15人）

令和2年 実績値	令和8年 目標値	年次別目標値				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
19人	16人以下	19人	19人	18人	17人	16人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度のHIV検査受検者は前年度に比べ激減し（大阪市△38.3%、国△51.5%）、今後、HIV感染を早期発見できずにエイズ発症後に発見される患者の増加が懸念される状況にある。現状では、新型コロナウイルス感染症による影響が予測困難であり、今後の動向がつかめないため、令和5年までは現状の患者数以下を維持することを目標値とし、以降3年間で毎年5%減少させることにより、令和8年までに現在より15%減少させることを目標とする。

副次目標（1）

年間のHIV検査受検者数を今後5年間で12,000人以上にする

令和2年度 8,540人 → 令和8年度 12,000人以上

令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	年度別目標値				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8,540人	12,000人以上	9,232人	9,924人	10,616人	11,308人	12,000人以上

第3次指針では、「HIV検査を毎年12,000人以上受検する」ことを目標にし、平成31年度までは目標を達成していたが、令和2年度は前述のとおりHIV検査受検者が激減し、目標達成には至らなかった。なお、過去にも、平成21年度の新型インフルエンザ感染症の流行時にHIV検査受検者数の減少がみられている。今後の新型コロナウイルス感染症の動向がつかめない中ではあるが、現状の受検者数を基準値とし、HIV検査受検者数を今後5年間で12,000人以上にすることを目標とする。

副次目標（2）

年間のMSMのHIV検査受検者数を今後5年間で50%増加させる

令和2年度：2,377人（推計値） → 令和8年度：3,566人（推計値）

令和2年度 推計値	令和8年度 目標推計値	年度別目標値（推計値）				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,377人	3,566人	2,615人	2,852人	3,090人	3,328人	3,566人

第3次指針では、「年間のMSMのHIV検査受検者数を今後5年間で50%増加させる」ことを目標にし、平成31年度までは目標を達成していたが、MSMのHIV検査受検者数も令和2年度に減少した。

本市におけるH I V感染者の約4分の3がMSMであり、より多くのMSMがH I V検査を受検し感染拡大予防の観点からも早期発見する必要がある。MSMのH I V検査受検者数についても、令和2年度を基準値とし、今後5年間で50%増加させることを目標とする。

なお、MSMの受検者数については、次の①と②の和により推計人数を算出する。

①3区保健福祉センター、委託検査場のMSM受検者数

「検査をうける人を対象としたアンケート」の結果からMSM受検割合を算出し、H I V検査受検者数に乗じて算定

②MSM向けH I V検査における受検者数

副次目標（3）

新規報告数（H I V感染者＋エイズ患者）に占めるエイズ患者の割合を毎年20%以下にする
平成29年～令和2年平均：21.6% → 毎年20%以下

平成29年 ～令和2年 実績割合 (平均)	令和8年 目標割合	年次別目標割合				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
21.6%	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下

第3次指針では、「新規報告数（H I V感染者＋エイズ患者）に占めるエイズ患者の割合を今後5年間で15%以下にする」ことを目標にしたが、目標達成には至らなかった。

第3次指針の期間である平成29年から令和2年の実績割合の平均が21.6%（国：29.2%）であり、今後の新型コロナウイルス感染症の動向がつかめない中ではあるが、この5年間は毎年20%以下とすることを目標とする。

2 基本施策と具体的な取り組み方針

基本施策1 正しい知識の普及啓発

【事業目標】

1. 市民に対し、正しい知識や検査・相談体制・医療体制等についての正確な情報を周知する。
2. H I V・エイズに対する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見をなくすとともに、個人の感染予防行動がとりやすくなるような地域・学校・職場等の環境を醸成する。

【具体的な取り組み方針】

1. 広域的な普及啓発

- ① 本市ホームページ・SNS・啓発媒体の充実を図る。

《数値目標》大阪市ホームページ（H I V等検査のページ）の閲覧数を今後5年間で25%増加させる

令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	年度別目標値				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
84,155 回	105,194 回	88,363 回	92,571 回	96,778 回	100,986 回	105,194 回

- ② 職場における偏見・差別を解消し、H I V陽性者が安心して就労できる環境整備を図るため、出前講座の実施や産業保健分野と連携して、H I V・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ③ 本市の関係部署と連携し、地域・学校・職域等において、H I V・エイズに関する啓発を行う。
- ④ 大阪府及び府内の保健所設置市や公益財団法人エイズ予防財団等の関係団体と連携し、エイズ予防週間等に合わせたエイズ予防啓発事業を実施する。

2. ターゲット層への普及啓発

(1) 個別施策層

ア MSM対象

MSMが正しい知識を身に付け、検査受検や正しい予防行動がとれるよう普及啓発を行う。

- ① MSMを対象にNGO等との協働で実施する検査やイベントの機会をとらえ、正しい知識の普及啓発及び適切なコンドームの使用方法等、セーフターセックスの観点から予防啓発を行う。
- ② MSMに対する受検広報や予防啓発については、MSM支援のコミュニティセンターを運営するNGO等と連携し、MSMに関する現状等の把握に努めるとともに、NGO等の経験やノウハウを活かした効果的な啓発活動を行う。
- ③ MSMが地域において安心して相談ができるように、区保健福祉センターの職員や検査従事者等を対象とした研修を行う。

《数値目標》MSMのコンドーム使用割合を今後5年間で5%増加させる

「検査を受ける人を対象にしたアンケート」にて、「過去6か月間、コンドームは毎回使用していましたか？」の質問項目で、「1 いつも使用していた」「2 時々使用していた」「3 使用していなかった・過去6か月間のセックスはなかった」の選択肢のうち、「1 いつも使用していた」と答えた者の割合を計上。

令和2年度 実績割合	令和8年度 目標割合	年度別目標割合				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
30.1%	35%以上	31%	32%	33%	34%	35%

《数値目標》MSM受検者のうち検査を過去1年以内に受けた者の割合を今後5年間で70%以上に
にする

「検査を受ける人を対象にしたアンケート」にて、過去にHIV検査を受けたことがある者に対する設問で、「一番最近に、HIV検査を受けたのはいつですか？」の問いに「過去1年以内に受けた」と答えた者の割合を計上。

令和2年度 実績割合	令和8年度 目標割合	年度別目標割合				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
61.1%	70%以上	62%以上	64%以上	66%以上	68%以上	70%以上

イ 性風俗産業の従事者（SW：セックスワーカー）対象

SWが正しい知識を身に付け、予防を意識した行動が行えるよう、また、安心して検査や医療が受けられるよう普及啓発を行う。

- ① 支援団体と連携し、SWの現状等の把握に努めるとともに、安心して検査や医療が受けられるよう情報発信を行う。
- ② SWが正しい知識や情報を得て、予防を意識した行動をとることができるよう、SWの支援団体と連携し、効果的な普及啓発を行う。
- ③ SWが地域において安心して相談ができるように、区保健福祉センターの職員や検査従事者等を対象とした研修を行う。

《数値目標》SW受検者のうち検査を過去1年以内に受けた者の割合を今後5年間で85%以上にする

「検査を受ける人を対象にしたアンケート」にて、過去にHIV検査を受けたことがある者に対する設問で、「一番最近に、HIV検査を受けたのはいつですか？」の問いに「過去1年以内に受けた」と答えた者の割合を計上。

令和2年度 実績割合	令和8年度 目標割合	年度別目標割合				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
81.4%	85%以上	82%以上	82%以上	83%以上	84%以上	85%以上

ウ 薬物乱用・依存者対象

覚せい剤などの薬物乱用は、注射器の共用による感染のリスクを高めることや、判断力を低下させ、コンドームを用いた安全な性行動を妨げる要因となる。また、HIV治療中の薬物乱用は、抗ウイルス薬のアドヒアランス（服薬率）を低下させ、薬剤耐性ウイルスの獲得や治療の中断に至り、他者への感染拡大につながりかねない。

このようにHIV感染の拡大を予防するという観点でも、薬物乱用防止が重要であることを広く普及啓発する必要がある。

- ① 薬物依存症者への支援を行っているNGO等の団体や関係機関、本市関係部署と連携し、HIV陽性者の薬物乱用・依存者について状況把握する。
- ② NGO等の団体や関係機関、関係部署と連携し、薬物乱用防止に関する効果的な普及啓発を行う。

(2) 青少年対象

ア 学校現場での教育の促進

学校現場におけるHIV/エイズ・性感染症の予防教育は、学校卒業後の予防行動にも影響を与える重要な役割がある。スマートフォンやタブレットの普及により性に関する情報に低年齢から触れる可能性が高くなっている中、早期から正しい知識を身に付け、発達段階に合わせた包括的性教育が必要である。

そのためには、学校教育との連携を強化して、教職員への研修や活用できる教育資材の配布により、効果的なH I V/エイズ・性感染症の予防教育が行えるよう支援が必要である。

- ① 教育委員会事務局と連携し、教職員に対しH I V感染症・性感染症に関する研修を実施する。
また、活用できる教育資材を提供するなど、性教育を行う教員等への支援を行う。

《数値目標》全市立中学校のうち、H I V研修を受講した教職員が在籍する学校の割合を毎年70%以上にする

平成 29 年度～ 令和 2 年度実績 割合（平均）	年度別目標割合				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
38.6%	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上

《数値目標》H I V研修受講後、受講内容を生徒の教育に活かすと答えた教職員の割合を毎年90%以上にする

平成 29 年度～ 令和 2 年度実績 割合（平均）	年度別目標割合				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
95.8%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

- ② 生徒向けにH I V・エイズ、性感染症の予防啓発媒体を作成し、学校を通じて配布や情報提供を行う。予防啓発媒体については、生徒自身が本市ホームページ等にアクセスして正しい情報が得られるよう工夫する。
- ③ 地域の特性を踏まえたH I V感染症・性感染症に関する情報提供や、学校からの依頼に応じて講座を実施する等、地域・学校・学校関係者・P T A等への支援を行う。

イ 青少年に対する正しい知識の普及

- ① 本市ホームページにてH I V・エイズに特化した特設ページを作成し、基本知識や検査・相談に関する情報の入手を容易にする。また、S N Sを活用した情報発信を充実する。
- ② H I V・エイズに対する理解を深め、誤った認識やイメージを変えられるようなポスター・リーフレット・動画等の啓発媒体を作成し広く啓発する。

（３）外国人対象

外国人が日本で安心して検査や相談、医療が受けられるよう、H I Vに関する普及啓発を行う。

- ① 外国人がH I V・エイズに関する情報を容易に入手することができるよう、本市ホームページや啓発媒体を充実させる。
- ② 本市の外国人支援関係部署や大阪国際交流センター、外国人支援を行うN G O等、日本語学校、外国人コミュニティ等と連携を図り、外国人の現状を把握するとともに効果的な普及啓発を行う。
- ③ 2025 年（令和 7 年）大阪・関西万博の開催による外国人の流入を視野に入れ、大阪府と協働し外国人へのエイズ対策を行う。
- ④ 外国人が地域において安心して相談ができるように、区保健福祉センターの職員や検査従事者等を対象とした研修を行う。

基本施策２ HIV検査・相談体制の充実

【事業目標】

1. 市民がHIV感染を早期に把握できるよう、利便性にも配慮し、安心して検査・相談が受けられるような検査・相談体制を構築する。
2. 市民や医療機関等に対し、検査・相談体制について、あらゆる機会を通じて広く周知する。

【具体的な取り組み方針】

（１）常設検査・相談の体制整備

- ① ニーズ把握のためにアンケートを実施し、受検しやすい体制づくりを整備する。
- ② MSMがより多く受検・相談できる環境づくりを行う。
- ③ 外国人に適切な情報提供ができるよう媒体や翻訳ツール等を活用するとともに、外国人が安心して検査・相談が受けられるような体制を整備する。
- ④ 検査や検査結果説明の機会をとらえて、U＝UなどHIV・エイズの正しい知識の普及を行い、継続して検査受検することや予防行動がとれるよう健康教育を行う。

（２）イベント検査・相談等の実施

- ① ターゲット層向けのイベント検査をNGO等と連携し実施する。
- ② 啓発ツールとして効果的なイベント検査を実施する。
- ③ 郵送検査の活用について、国の見解を注視しながら、適宜対応を検討する。

（３）広報等

- ① ホームページの充実、Twitter の活用等により、検査についての積極的な啓発活動を実施する。
- ② ターゲット層に届きやすい周知方法をNGO等と検討し実施する。
- ③ 性感染症検査時におけるHIV検査の勧奨について医療機関への周知を行う。

基本施策3 HIV陽性者の生活支援のための保健・医療・福祉の連携強化

【事業目標】

保健・医療・福祉の連携により、地域におけるHIV陽性者の支援体制を整え、HIV陽性者が安心して生活できる環境づくりを行う。

【具体的な取り組み方針】

(1) 連携体制の充実

- ① エイズ治療拠点病院等が実施する定例会議や意見交換会等へ継続的に参加し、HIV陽性者の医療上・生活上の問題点を把握するとともに、平時から、拠点病院との連携を密にし、患者支援の体制づくりを行う。
- ② エイズ治療拠点病院等からの要請に応じ、専門カウンセラーを派遣する。
- ③ 療養支援協力施設の把握に努めてエイズ治療拠点病院へ情報提供するとともに、エイズ治療拠点病院等からの依頼に応じて受け入れ施設への研修や受け入れについての調整など、HIV陽性者の支援にかかるコーディネートを行う。
- ④ 各区保健福祉センターは、コーディネーター的役割として、地域の関係機関・介護事業者等と連携してHIV陽性者の療養支援を行うとともに、必要に応じて、関係者会議等を開催し、支援体制等の検証を行う。

(2) 医療及び福祉関係者への意識啓発

- ① HIV陽性者のHIV診療・日常診療がスムーズに行えるよう、大阪府、府医師会、府歯科医師会、エイズ治療拠点病院及び地域医療機関等との連携を図る。
- ② 市内の医療機関・介護・福祉事業者に対し、U=U等の最新の正しい知識を伝え、HIV陽性者の受入れに対する不安や過剰な防衛意識を軽減し、HIV陽性者への共感的理解が深めることのできるような啓発を行う。

《数値目標》研修を受けた福祉関係者数を毎年5%増加させる

令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	年度別目標値				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
85人	108人	89人	94人	98人	103人	108人

《数値目標》研修受講後、H I V陽性者の受け入れを肯定した福祉関係者を毎年 70%以上にする

平成 29 年度～ 令和 2 年度 実績割合 (平均)	年度別目標割合				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
55.6%	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上

- ③ 区保健福祉センターが地域において医療・福祉関係者と連携してH I V陽性者の療養支援を行えるよう、区保健福祉センター職員を対象とした研修を行う。

基本施策４ 施策の実施状況とその効果の分析・評価

【事業目標】

状況の変化への迅速な対応と効果的かつ効率的な実施のために的確な評価を行える体制を整え、H I V・エイズの発生動向や施策・事業の実施状況等を調査・分析するとともに、進捗管理と対策の見直し等の検討を行う。

【具体的な取り組み方針】

本指針では、「大目標」、「副次目標」を掲げるとともに、3つの基本施策を設定して、施策ごとに「事業目標」及び「評価指標（数値目標）」と「具体的な取り組み方針」を提示している。

様々な取り組みを効果的かつ効率的に実施するためには、これらの進捗状況について、適宜適切に評価を受け、その結果を施策・事業にフィードバックすることが重要であり、また、取組内容に影響がある国の動向や社会情勢等の変化にあつては、それらに柔軟かつ迅速に対応していく必要があることから、評価委員会、関係者会議等の体制を整備・充実させる。

（１） エイズ対策評価委員会の開催

毎年、エイズ対策評価委員会を開催し、感染者・患者の発生動向の把握・分析や受検者像・受検者ニーズの調査・分析を行い、施策・事業の進捗状況とその効果を評価する。その結果については、各区保健福祉センター及び関係機関等に還元していくとともに、以降のエイズ対策に反映させる。

（２） 関係団体・関係機関連携会議の開催

関係機関やN G O等との意見交換を行い、施策・事業に反映させる。また必要に応じて、啓発資料の開発など目的別の会議体を設置する。

（３） 感染症発生動向調査解析評価検討会の開催

毎月、感染症発生動向調査解析評価検討会を開催し、後天性免疫不全症候群の発生動向について解析評価を実施する。

【用語解説】

《あ行》

●アドヒアランス

患者が積極的に治療方針の決定に参加し、その決定に従い治療を受けることをいう。

●エイズ（A I D S : Acquired Immunodeficiency Syndrome : 後天性免疫不全症候群の英語標記）

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能の低下により、感染症法における23の指標疾患の一つ以上が明らかに認められる場合をいう。

●エイズ治療拠点病院

平成5年厚生労働省は、地域におけるエイズ診療の中核的役割を果たすことを目的に、各都道府県2か所以上の拠点病院を選定するよう通知した。平成9年には、全国8ブロックに14のブロック拠点病院を整備した。さらに平成18年に各都道府県の拠点病院（ブロック拠点病院を除く）から、1か所を中核拠点病院に選定するよう通知した。大阪府下には現在、18病院ある（ブロック拠点病院1施設・中核拠点病院3施設・その他拠点病院14施設）。

ブロック拠点病院は中核拠点病院を、中核拠点病院は拠点病院を、それぞれ支援するものと位置づけ、中核拠点病院を中心に、各都道府県内における拠点病院間の機能分化を含めた医療提供体制の再構築を重点的かつ計画的に推進するように定められている。

なお、ブロック拠点病院は独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター、中核拠点病院は大阪市立総合医療センター、堺市立総合医療センター、地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センターがある。

●エイズ予防週間

大阪市では、大阪府・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市と合同で、エイズ予防週間実行委員会を設置し、世界エイズデー（12月1日）を中心に、毎年11月28日～12月4日をエイズ予防週間と定め、H I V陽性者への偏見や差別をなくすため、H I V・エイズに関する正しい知識の普及啓発等をこの時期に展開している。

●エイズ予防財団

政府がまとめた「エイズ問題総合対策大綱」について、その事業の一部を実施するため、民間の協力の下、昭和62年6月に厚生省（当時）の許可を得て、設立。

H I V感染症・エイズに関して、正しい知識の普及啓発、予防・診断・治療等の研究の支援、情報の収集・提供、国際交流の推進等を通じてその予防とまん延の防止を図るとともに、エイズ等の流行に影響を受けている人々の人権の尊重と偏見・差別の解消に努め、もって国民の保健福祉の向上に寄与することを目的に活動している。

●H I V (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)

ヒト免疫不全ウイルスの英語標記の略称。人の免疫機能の中核的な細胞に感染することにより、人の免疫機能を低下させる。

●H I V感染者

感染症法に基づく報告時に、エイズ診断の指標となる疾患は発症していないが、H I Vに感染している状態の者をいう。

●H I V陽性者

H I V検査の確認検査が陽性であり、感染している状態の者をいう。ここではエイズ発症の有無を問わない。

●SNS (Social Networking Service)

インターネットを介して、ユーザー同士がコミュニケーションを図るサービスをいう。共通の趣味等を持つユーザー同士が容易に知り合うことができ、広く社会に情報発信を行うことができる。

●NGO等 (非営利組織又は非政府組織)

NGO (Non-Governmental Organization)は、もともと国連の場で使われていたことに由来し「非政府組織」と訳す。政府や国際機関とは違う民間の立場から営利を目的とせず世界的な諸問題に取り組む団体を指す。

NPO (Non-Profit Organization)は、「非営利組織」と訳し、民間の立場から営利を目的とせず社会的使命を達成することを目的にした組織のことを言う。特定非営利活動促進法に基づき法人格を付与されたものを特にNPO法人と呼ぶ。

なお、本指針でいうNGO等には、H I V陽性者支援団体やH I V陽性者がピアサポートを展開している団体を含む。

●MSM (Men who have Sex with Men)

男性間で性的接触を行う者。

《か行》

●キーポピュレーション

H I V感染のリスクに曝されやすい集団、および他の人にH I Vが感染する可能性が高く、H I V対策上の関与が重要とされる集団をいう。すべての国でH I V陽性者はキーポピュレーションに含まれている。ほとんどの場合、男性とセックスをする男性、トランスジェンダーの人たち、注射薬物使用者、セックスワーカーとその客は、他の集団よりもH I Vに曝されるリスクが高くなる。ただし、各国はそれぞれの疫学のおよび社会的状況に基づき、流行と対策の鍵となる特定の集団を定義する必要がある。

●ケアカスケード

2014年9月に国連合同エイズ計画が2030年までにH I V・エイズをコントロールするために提唱した行動目標。その中で、2020年までに全H I V陽性者の診断率を90%以上とし、そのうちの90%を定期的な受診に結びつけ、そのうち90%が有効な治療結果を得られることを目標とする「90-90-90」という目標が示された。

●抗H I V療法

抗H I V作用を有する薬剤による治療。現在では3〜4剤を組み合わせ併用する抗レトロウイルス療法（ART：Anti-Retroviral Therapy）が治療の標準となっている。

●国際連合エイズ合同計画（UNAIDS）

H I V/ エイズ感染に対して包括的かつ調整の取れたグローバルな行動を進める国連の機関。H I Vの新たな感染を減らし、エイズ流行のピーク時よりエイズ関連の死亡者数を減らし、エイズの感染はもはや死の宣告ではなく、対処可能で慢性的な症状であることを証明するために重要な役割を果たしている。UNAIDSは、H I Vの新たな感染ゼロ、差別ゼロ、エイズ関連死者ゼロの共通のビジョンを達成できるように世界を導き、かつそのように仕向ける役割がある。

●コミュニティセンター

厚生労働省が委託する「同性愛者等のH I Vに関する相談・支援事業」であり、同性愛者等に対し、H I V・エイズに関する情報提供を行っている。ゲイ・バイセクシャル男性が利用する商業施設が集積する地域にあり、ゲイバー、ハッテン場、ゲイショップ、メディア、サークルなどのネットワークを介したNGO等のコミュニティベースの啓発活動を実効的に進める活動拠点である。大阪市には、北区堂山の「dista」、中央区東心斎橋の「chot CAST」がある。

《さ行》

●持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

世界エイズ戦略と明確に関連する10項目の持続可能な開発目標は以下の通り。

目標1 貧困をなくそう 目標2 飢餓をゼロに 目標3 すべての人に健康と福祉を

目標4 質の高い教育をみんなに 目標5 ジェンダー平等を実現しよう

目標8 働きがいも経済成長も 目標10 人や国の不平等をなくそう

目標11 住み続けられるまちづくりを 目標16 平和と公正をすべての人に

目標17 パートナリシップで目標を達成しよう

●スティグマ

「他者や社会集団によって個人に押し付けられたマイナスな表象・烙印」という意味であり、身体的障害者、精神疾患患者、高齢者、同性愛者、血友病患者などのマイノリティーやその家族にいわれのない差別や偏見が烙印（スティグマ）として焼き付いてしまう事として知られている。スティグマがH I V感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、また、差別や偏見を招く要因の一つになっているとも言われている。

●性感染症

性的接触によって感染する病気をいう。STD (Sexually Transmitted Diseases) またはSTI (Sexually Transmitted Infections) と呼ばれる。H I V感染症・梅毒・淋菌感染症・性器クラミジア感染症・性器ヘルペス等がある。

●性的指向

誰を恋愛や性愛の対象とするかをいう。おおまかに「異性愛」「同性愛」「両性愛」に分類される。

●セーフターセックス

H I Vやその他の性感染症に感染するリスクを下げるように配慮した性行為。精液、膣分泌液、血液に直接触れないように道具を使用することやリスクの高い行為自体を避けることを指す。

《た行》

●ターゲット層

男性間で性的接触を行う者 (Men who have Sex with Men : MSM)、性風俗産業の従事者 (Sex Worker : SW)、薬物乱用者・依存者を個別施策層といい、個別施策層並びに性に関する適切な意思決定や行動選択に係る能力について形成過程にある青少年、言語的障壁や文化的障壁のある外国人をターゲット層と示す。

《は行》

●梅毒

性感染症のひとつ。主たる感染経路は性的接触で、皮膚や粘膜の小さな傷から梅毒トレポネーマという病原菌が侵入して感染が成立する。早期は、感染部位（陰部、口唇、口腔内、肛門等）にしこりができる、リンパ節が腫れる、バラ疹と呼ばれる赤い発疹が出る、などの症状が見られる。晩期になるとゴム腫と呼ばれる腫瘍や心血管、神経、眼症状など全身に症状がでることがある。抗菌薬で治療が可能である。経口感染など、コンドームを使用しても感染を防ぎきれないことがある。

●暴露前予防投薬 (P r E P)

Pre-Exposure Prophylaxis の略で、H I Vに感染していないが今後感染するリスクの高

いと考えられる人が、抗H I V薬を服用することによってH I Vに感染するリスクを下げる予防方法をいう。我が国では予防目的での抗H I V薬の薬事承認はなされていない。

●標準感染予防策（Standard Precautions：スタンダード・プリコーション）

1996年に米国疾病管理予防センター（C D C）が提唱した感染予防策で、感染予防の基本となる考え方。すべての人の血液、体液、分泌物、排泄物（これらを湿性生体物質と呼ぶ）は感染の危険があるものと見なし、それらに触れたら手を洗う、それらに触れそうなときは手袋やマスクを装着する、など適切な予防行動を取ること。

●府内の保健所設置市

大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市

《や行》

●薬物乱用者・依存者

覚せい剤等の薬物を静脈に注入するための注射器を他人と共用する行為をしている者（注射器の共用は血液を介した感染につながるリスクが高い。）、及び、静脈注射だけでなく社会規範からはずれた薬物や本来の使用目的以外に薬物を使用する者（判断力を低下させ、安全な性行動を妨げる要因になる。）。

●^{ユーイコールズユー}U = U（Undetectable=Untransmittable）

抗HIV療法を継続することで、血中のウイルス量が200 copies/mL未満の状態を6ヶ月以上維持している状態のHIV陽性者（「Undetectable：検出限界値未満」）は、他の人に性行為を通じてHIV感染させることは一切ない（「Untransmittable：HIV感染しない」）という、科学的に根拠づけられた事実を、わかりやすく、そして世界的に伝えるメッセージである。

●郵送検査

通信販売などでキットを入手し、自己採取した検体を検査会社に送付し結果を得る検査方法のことをいう。